

報道資料 6

平成 27 年 3 月 10 日

報道機関各位

収納課長



とっても便利 コンビニ納付スタート

4月1日から、コンビニエンスストアで市税などの納付の取り扱いをスタートします。24時間いつでも納めることができ、とっても便利になります。

1 開始年月日 4月1日

2 取り扱う税・料

個人市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料、保育料

3 取扱い店舗

サークルK、セーブオン、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ローソンほか、主なコンビニの全国の店舗
マルチメディアキオスク（MMK）設置店

4 その他

次の納付書はコンビニで納付できません。

- ・納付書に記載された「コンビニ取扱期限」を過ぎているもの
- ・バーコードが印字されていないもの
- ・4月1日前に発行したもの
- ・納付金額が30万円以上のもの

担当：収納課 管理係 今井

電話：0256-34-5511（内487）